

介護保険負担限度額認定について

介護保険施設※¹の入所や短期入所サービス(ショートステイ)利用の際、低所得者の方の負担が重くならないように、一定の要件を満たす方は食費と居住費の負担軽減をする制度があります。(特定入所者介護サービス費)

なお、食費と居住費の負担軽減を受けるためには、市へ申請し、負担限度額認定を受ける必要があります。また、該当要件の確認を毎年行うため一度認定を受けられた方も毎年更新手続きが必要です。(自動更新ではありません)

この制度は厚生労働省が定める基準により運用される制度です。そのため、基準が変更となることがあります。変更が生じた場合は市のHP等にてお知らせいたします。

(※¹ 介護保険施設:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)

○該当要件

世帯全員(別世帯の配偶者並びに内縁関係の者を含む。)の住民税が非課税(非課税世帯)であること。ただし、預貯金等の資産が一定以上ある場合は、対象外となります。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件※ ¹
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	単身で1,000万円以下 夫婦で2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税 かつ 制度利用希望者本人の年金収入金額※ ² + その他の合計所得金額が82.65万円以下	単身で650万円以下 夫婦で1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税 かつ 制度利用希望者本人の年金収入金額※ ² + その他の合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	単身で550万円以下 夫婦で1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税 かつ 制度利用希望者本人の年金収入金額※ ² + その他の合計所得金額が120万円超	単身で500万円以下 夫婦で1,500万円以下

※¹ 預貯金等に含まれるものには、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものです。(詳細は次頁参照)

※² 非課税年金も含む

※ 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届けを提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料となります。

※ 第2号被保険者は、段階に関わらず単身:1,000万円、夫婦:2,000万円以下です。

※ 不正があった場合は、ペナルティ(加算金)を設けます。

○利用者負担段階と負担限度額

制度の対象と認定された方の負担限度額は以下の通りです。なお、制度対象外となられた場合、負担いただく額は施設と利用者の契約により決められた額です。
(令和8年8月から)

利用者 負担段階	居住費(滞在費)(1日当たり)						食費※ ¹ (1日当たり)
	ユニット型		従来型個室		多床室		
	個室	個室の 多床室	特養等	老健、医療院	特養等	老健、医療院	
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円	390円 (600円)
第3段階①	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円	680円 (1,030円)
第3段階②	1,470円	1,470円	980円	1,470円	530円	430円※ ²	1,420円 (1,360円)

※¹ ()内は、短期入所サービス(ショートステイ)または短期入所療養介護を利用した場合の食費負担限度額です。

※² 室料が徴収される場合は530円

○制度を利用するには申請が必要です

審査の結果、上記の条件に該当した方には「介護保険負担限度額認定証」をお送りします。

認定期間は、申請月の初日から翌年7月31日(1月以降の申請は同年)となります。

※申請時に必要となるもの

- ・介護保険負担限度額認定申請書及び同意書(申請書の裏面)
- ・預貯金通帳等の写し等資産要件を確認できる書類(詳細は次頁参照)

○課税層に対する特例減額措置について

本人または世帯員が住民税課税であっても世帯員が介護保険施設に入所され、下記の条件に該当される場合には負担限度額が認定される場合があります。(短期入所には適用されません。)

▶対象者の要件 次の要件をすべて満たす人

- ① 世帯員が2人以上(施設入所で世帯が分かれた場合も同一世帯とみなす)
- ② 世帯員が、介護保険施設に入所し、利用者負担第4段階の居住費・食費を負担していること
- ③ 世帯員全員の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額(長期譲渡所得または短期譲渡所得の特別控除の運用がある場合は、その金額を控除した額)の合計額から、施設の利用者負担(サービス費用、居住費、食費の年間の合計)を除いた額が82.65万円以下であること
- ④ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
- ⑤ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産のないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

○預貯金等資産要件について

申請に当たり、申告・確認の対象となる本人並びに配偶者(別世帯の配偶者並びに内縁関係の者を含む。)の預貯金等資産については以下の通りです。なお、必要に応じて資産状況の確認のため介護保険法第 203 条に基づき金融機関等への照会を行います。

以下の資産がある場合は、市へ以下の書類の提出が必要です。

資産項目	提出書類
預貯金(普通・定期) 	通帳の写し(写しを取る前に必ず記帳してください) ・金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の分かるページ(通帳の表紙をめくったページ) ・申請日の直近 2 か月前までの収入・支出がわかるページ全て ・最新の残高がわかるページ ※総合口座等の場合、定期預金の最新のページ(残高がない場合も必要) ※通帳繰越のため 2 か月前以上の基調がない場合は、繰越前の通帳の写しも必要です。 ※インターネット専用銀行は口座残高ページの写しを提出してください。
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書など負債額のわかる書類の写し

参考(以下の資産については申請時に申告や書類の提出は不要です)

資産項目
生命保険
自動車
腕時計・宝石など時価評価額の把握が困難な貴金属
絵画・骨董品・不動産・家財など

【注意】

- 複数の銀行等をご利用の場合は、そのすべての通帳等資料の写しをご提出ください。
- 配偶者(夫・妻)がいる場合は、配偶者の分も提出が必要です。
- 最新取引日が申請日から 1 か月以上前の場合は、最新残高のページに「これ以降取引なし」とご記入ください。
- 総合口座をご利用の場合は、定期預金等の預け入れの有無にかかわらず、定期預金等のページの写しもご提出ください。
- 認定を受けるための意図的な預貯金等の出金は認められません。
申請日から過去 2 か月以内に一括で 50 万円以上の引き出しがある場合や数日にわたって総額 50 万円以上の引き出しがある場合は、通帳の写しの余白に理由をご記入ください。
- 負債に関しては、預貯金等の合計が基準額を下回る場合は必ずしも記載していただく必要はありません。なお、個人名義でも稼業等の経営等に係るものについては負債とみなしません。

通帳の写しが必要な個所

本人および配偶者のすべての口座。

それぞれの銀行名、支店、口座番号、名義のわかるページと申請日の直近2ヶ月分の流れと最終残高のわかるページ

・預貯金(普通・定期等)の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人がわかる部分。

本人と配偶者名義のすべての
通帳が対象となります。

※基本的には通帳の表紙をめくったページに記載があります。

○○総合□座

氏名 カツラギ イチロウ 様

店番号 普通口座番号 1 2 3 4 5 6 7

定期口座番号 8901234

△△銀行 □□支店

注意！

総合口座通帳の場合、定期・定額・貯蓄・積立貯金等の部分が「ゼロ(なし)」の場合でも、その部分の写しが必要になります。

・最終残高が記帳されているページ

※申請する日より前の2ヶ月間の流れがわかるページ。

年金受取口座の場合は、年金の振り込みがわかる箇所を含めてください。

注意！

50 万円以上の引き出しがある場合、通帳の写しの余白に理由をご記入ください。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
0X0401	ATM	500.000		1.010.000
0X0415	年金		80.000	1.090.000
0X0416	水道	5.000		1.085.000
0X0430	沈黙ヨリウ	100.000		985.000

注意！

定期利息の記載がある場合は、普通預金の他に定期預金の通帳がある可能性があり、ある場合は必ず申告・提出が必要となります。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残
0X0515	定期利息		2,500	990,500
0X0615	年金	80,000		1,050,000

●添付書類は、毎年 of 更新申請の際、提出が必要となります。

虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第 22 条第 1 項の規定に基づき、支給された額及び最大 2 倍の加算金を返還していただくことがあります。



申請の前に以下のことをもう一度ご確認ください

- すべての通帳の記帳はお済みですか。
- 繰り越された新規通帳は直近2ヶ月間の記帳はありますか。ない場合は、繰越前の通帳が必要です。
- 一括で 50 万円以上の引き出しがある場合や数日にわたって総額 50 万円以上の引き出しがある場合、理由の記入はありますか。